



50周年通常総代会開催

◆目次

- ・第 50 回通常総代会
- ・森林経営計画、FSC® 森林認証、J－VER について
- ・平成 25 年度の補助事業について
- ・ご存知ですか？山林所得について
- ・森林の土地を取得したとき届出が必要です
- ・鳥取県からお知らせ
- ・活動報告
- ・体制図、新人職員紹介

Green Community
グリーンコミュニティー

日南町森林組合広報誌

<http://www.chukai.ne.jp/~nichimorikumi/>

日南町森林組合

鳥取県日野郡日南町生山 423-2

TEL(0859)82-0130

FAX(0859)82-0321



第50回 通常総代会開催

第50回通常総代会を、平成25年5月29日に日南町林業総合センターにて開催しました。
平成24年度事業報告など、提出しました全議案は原案どおり承認可決されました。



平成24年度決算

I 期末余剰金	47,144,010円
II 余剰金	
i) 法定準備金	3,000,000円
ii) 任意積立金	5,000,000円
III 次期繰越余剰金	39,144,010円

平成25年度計画

I 事業総収益	622,169,000円
II 事業総費用	544,107,000円
III 事業管理費	76,950,000円
IV 事業利益	1,112,000円
V 事業外損益	△380,000円
VI 経常利益	732,000円

平成25年度 事業運営の基本方針

区分	説明
総括	<ul style="list-style-type: none">○ 日南町の森林・林業・木材産業の再生、成長産業への飛躍を図るため施業の集約化、森林管理道路網の整備、人材の育成を進めます。○ コンプライアンス態勢を図ります。
指導部門	<ul style="list-style-type: none">○ 集約化の推進○ FSC®認証材の販路拡充○ 創立50周年記念事業の実施
販売部門	<ul style="list-style-type: none">○ 安定供給体制の確立
森林整備部門	<ul style="list-style-type: none">○ 森林管理道による道路網の充実○ 高性能林業機械システムの充実

平成25年度森林経営計画本格スタート

【森林経営計画とは?】

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画です。

【目的とは?】

森林経営計画は「健全な山づくり」と「手出しが少ない山の手入れ」の第一歩です。

① 計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることです。

② 資源として充実してきた森林を効率的に整備し、まとめて木材を供給していくことです。



【森林経営計画の取り組み状況】

平成25年度より森林経営計画を立て、町より承認されることによって間伐等の補助金支援を受けることができます。この森林経営計画を山林所有者の皆様が各自で計画・作成することは大変困難な作業となります。そこで森林組合が皆様に代わって作成いたします。まだ委託をされてない山林所有者の方は、適正な森林整備のためぜひ森林経営委託契約書をご提出ください。森林経営委託契約書の用紙を受け取っておられない方はご連絡ください。

現在、日南町森林組合で管理している森林面積は28,920haです。そのうち森林経営計画の契約済み面積は19,120.78ha管理面積の66%になります。契約済みの森林について森林経営計画を策定し平成25年3月に日南町より認定を受けました。(石見、福栄、日野上、多里、山の上の5団地) 認定済みの森林については順次間伐作業等に入っています。

尚、計画に変更がある方は11月末日までに必ず申請して下さい。期日が過ぎると新年度対応になります。
※森林の経営の委託は森林の施業及び保護の委託であり、木材の販売など財産の処分に関わることの委任は必須ではありません。
《森林経営計画についての問い合わせは、森林組合担当者までご連絡下さい。》

【FSC®森林認証参加について】

皆様より多数の参加申し込みを頂きありがとうございました。精査を行い7月に16,913.61haの新規加入により合計19,529.57haの認証林になりました。

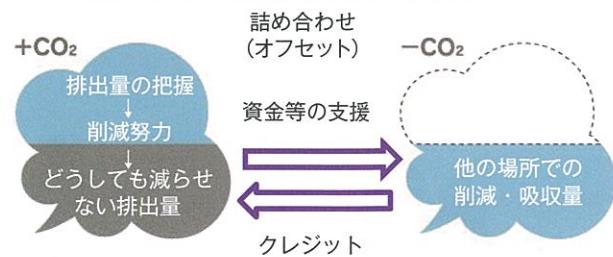
FSC®森林認証のロゴマークをつけることにより、適切に管理された山から出荷された木材であると証明できます。そのことにより日南町産材の信頼が高まり、今まで木材取引の無かった企業などと取引を行い、今後の販路拡充に繋がります。まだ参加申し込みいただいたいない方は申し込みをお願いいたします。

【オフセット・クレジット (J-VER) 登録しました】

平成25年3月12日にJ-VERを登録しました。今後、認証・発行を平成25年9月に行う予定です。(第三者機関による妥当性確認・検証を受け、環境省のJ-VER登録簿で管理されます。)

J-VER活用法は、人工林を間伐することで木の成長を促します。成長する際に大気中の二酸化炭素を吸収します。その吸収分と製品の製造や運輸等により排出された二酸化炭素量をオフセットできます。この吸収量を企業等に販売を行います。そこで得られた利益を還元していきたいと考えています。

カーボン・オフセットって何?



自分の温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。

【平成 25 年度の補助事業について】

今年度よりすべての施業は「森林施業計画」から「森林経営計画」に変わりその計画により施業実施がなされているところです。各補助事業についてご留意いただきたいことをお知らせします。

○すべての施業について事前の計画（森林経営計画）の承認が必要です

事前の計画の承認がないと補助対象になりません。

また、お手元に申請施業地等の控えが無く分からぬ場合は森林組合にお問い合わせください。

施業の着手前と完了時には組合までご連絡ください。計画との確認、現場の確認をいたします。（電話連絡でも結構です。）

○搬出間伐材の市場等の出荷について（補助対象山に限る）

- ① 出荷名 「日南町森林組合」としてください。
- ② 山林名 「所有者、山の字、山の地番」が分かるようにしてください。
- ③ 作業者名 「〇〇林業」「〇〇木材」等、作業者が分かるようにしてください。
- ④ 市場から直接届いた伝票は速やかに森林組合へ提出してください。提出が遅くなりますと補助申請の手続きが遅くなります。

○今年度各事業の補助金取扱手数料について

全ての施業についての組合手数料は、一律事業費 × 16%になります。

但し、持ち出し補助金は材積あたり 315 円（税込）になります。

○今年度各事業の補助金精算時期の目安について

雪起こし	9月末
新植	12月末
下刈り	12月末
除伐	12月末 3月末
枝打ち	12月末 3月末
間伐（搬出）	9月末 12月末 3月末
持ち出し	9月末 12月末 3月末

間伐補助金については、今年度より申請回数を増やすことが出来るようになり、左記精算時期目安を設定し少しでも精算が早くできるよう計画しております。但し、申請件数や冬期の降雪の状況、それに伴い県の検査状況、また、**年度当初の県、国予算の執行状況**により精算時期は変わってきますのでご了承ください。

《その他ご不明な点がございましたら森林組合担当者までご連絡ください。》



【ご存知ですか？山林所得について（所得税）】

『森林経営計画を立てて、森林計画特別控除を活用しましょう!!』

- (1) 山林の伐採または譲渡によって得た所得を山林所得と言います。
- (2) 山林所得の計算について（概算経費控除方式）
- ①必要経費の計算は、立木の育成に要した必要経費を立木販売収入の50%とみなし、概算控除することができます。但し、長期（15年以上）に亘り所有していた山林に限ります。
- ②森林経営計画に基づいて伐採または譲渡した場合には、立木販売収入の20%が控除出来ます。
但し、立木販売収入が3,000万円を超える部分についての控除率は、10%となります。
- ③更に、山林所得の特別控除額50万円が控除出来ます。
青色申告をされている方は、更に青色申告特別控除額10万円が控除出来ます。
- 【例】丸太販売額（A）：1,500万円 伐採その他経費（B）：1,000万円 の場合。
$$(1,500 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円}) - (500 \text{ 万円} \times 50\%) - (500 \text{ 万円} \times 20\%) - 50 \text{ 万円}$$

(A) (B) ① ② ③
$$= 500 \text{ 万円} - 250 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円}$$

山林所得（課税山林所得金額）は、100万円。

【概算経費控除方式】

丸太販売額（A） 1,500万円				
経費（B） 1,000万円	立木販売収入 250万円	(A) - (B) = 500万円 100万円	50万円	100万円
伐採・搬出 運搬 その他経費	① 概算経費率 (A) - (B) × 50%	② 森林計画 特別控除 (A) - (B) × 20%	③ 特別 控除	山林所得 課税山林所得金額

- (3) 山林所得に対する税額の計算は、分離5分5乗課税方式です。

課税山林所得金額 × 1/5 × 所得税の税率 × 5 = 山林所得に対する税額

【例】(100万円 × 1/5) × 5% × 5 = 5万円

山林所得に対する税額は、5万円になります。



《所得税に関するお問い合わせは、最寄りの税務署へお問い合わせください。（米子税務署 電話 0859-32-4121）》

【森林の土地を取得したとき届出が必要です】

問 なぜ新たな届出制度ができたのですか？

答 森林所有者が分からないと、

- ①行政が森林所有者に対して助言等ができない
②事業体が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない
ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法改正により設けられました。なお、この届出により森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

問 どのような場合に届出が必要なのですか？

答 個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人合併などにより、森林の土地を新に取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には森林の土地の所有者届出は不要です。

《詳しくは所有者となった森林の土地がある町役場までお問い合わせください。（日南町農林課 電話 0859-82-1114）》

【鳥取県からお知らせ】

保安林制度にご理解を！

— 立木の伐採や作業道開設のときはご注意ください —



暮らしを守る保安林

森林には、水源の涵養（かんよう）、土砂の流出や崩壊の防備など、様々な働きがあります。

国や県では、特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定し、過度な伐採や開発を制限しています。鳥取県の森林面積の約54%が保安林に指定されています。

保安林内での作業の前に

保安林内で・・・「立木・立竹を伐採したい」「作業道をつけたい」「土地の形質を変更する行為を行いたい」・・・こんな場合は、あらかじめ行為を行う森林を管轄する県各総合事務所長の許可を受ける（又は届出をする）必要があります。

立木の伐採や土地の形質を変更する行為をした後には、その跡地への植栽を義務付ける場合があります。

保安林に指定されているかどうか知りたい場合

保安林に指定されているかどうか知りたい場合は、各総合事務所に備え付けられている保安林台帳を閲覧することにより確認できます。

保安林の指定地は、一部の例外を除き、土地登記簿の地目が「保安林」となっています。

お問い合わせは

許可又は届出が必要な場合の詳細や申請・届出の手続きについては、以下の問合せ先にお尋ねください。

西部総合事務所日野振興センター農林業振興課

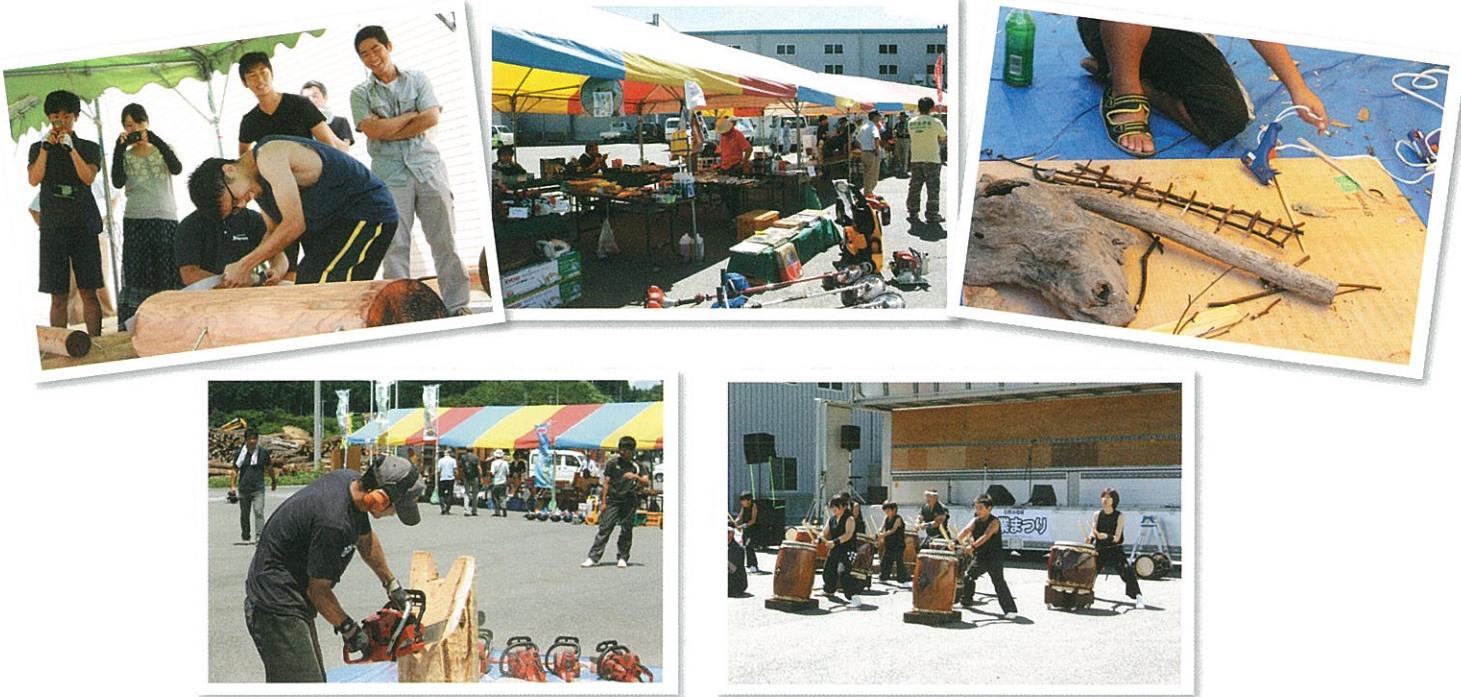
電話 0859-72-2020

【活動報告】

日通の森



林業まつり



全国植樹祭

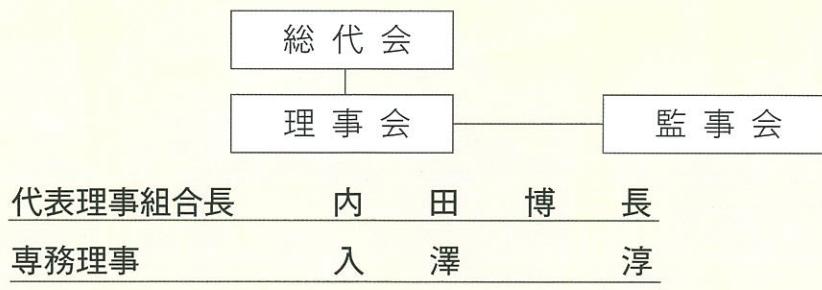


全国林業後継者大会



日南町森林組合組織図

平成25年4月1日現在



総務部

総務	総務リーダー	石川 孝志	総務・会計・全般
	総務係	河田 千鶴	総務・会計・全般 補助

事業部

販売	販売リーダー	松浦 昌司	林産・販売事業
	販売リーダー	木村 実次	木材集積場加工・販売事業
	販売係	中村 浩治	木材集積場加工・販売事業・森林集約化
森林整備	森林整備リーダー	松本 公則	森林整備間伐・造林補助金事業総括
	森林整備リーダー	山根 隆男	路網・土木・購買事業
	森林整備リーダー	矢田貝 大志	森林整備公共事業
	森林整備リーダー	増田 隆洋	森林整備造林補助金事業
	森林整備係	藤原 孝志	森林認証・森林施業集約
	森林整備係	平井 充	森林整備間伐補助金・販売事業補助
	臨時職員	矢田貝 浩一	森林整備係補助員
	臨時職員	古垣内 優子	事業部補助員

新入職員の紹介



編集後記 なんとか広報誌を出すことができました。急きょ担当が変わり、数日間、冷や汗をかく日々でした。
毎日暑い日が続きますが、水分補給と休息を充分にとり熱中症には気をつけましょう。(折)

グリーンコミュニティ No.137

発行 日南町森林組合
発行日 平成25年7月
発行責任者 内田 博長
印刷 株式会社高下印刷